

社　会　保　障

社会保障制度の確立は、『すべての国民が健康で文化的な最低生活を営むことが出来る』ようにといふ、日本国憲法に則ることであるが、この社会保障制度の中で最も大きな意義を持つものに、昭和21年から施行された「生活保護法」がある。

かつて、大正時代に大阪府に方面委員制度が設置され、本県も昭和2年には349名の方面委員を設け、これらの人々によつて社会事業は強く推進させられてきたが、戦後昭和23年に民生委員法が施行され、方面委員の仕事は民生委員に引継がれて、本県では現在2,954名の民生委員が県民生活の安定、社会福祉の増進に活躍している。

生活保護法による保護人員は、昭和27年以降漸減してきた。とりわけ「生活扶助」人員が昭和27年に較べて27%の減少となり、これらの人々は、最低限度の生活を保障する保護法の力を貸り、自力向上に努力した結果、保護を要しない程度に生活の安定を得たものである。これに反して、「医療扶助」人員が15%増加していることは暗いものを感じさせる。

この制度を利用しての全快が望まれる。

保障金額は、件数の減少に反して年々増加し、1件当たり保障金額の増大を示している。

昭和22年「赤い羽根」運動として、民間社会福祉事業のため全国に発足した共同募金は年々その効果を増し、本県でも昭和30年には目標額の106%を達成した。これらの募金は、児童福祉事業を始め、生活保護、更生等の事業金として、多くの恵まれぬ方面へ配分されている。

本県のように農漁村の多い県では、特に国民健康保険制度を広く普及し、住民の医療費負担軽減によつて生活の安定を図らなければならない。この制度が実施された昭和13年以降、昭和18年には全県下100%の普及率をみたが、終戦の混乱で激減、昭和23年に市町村公営に制度が改まって再び普及も回復し、昭和30年は91保険者で95万人の被保険者を有している。